

議第 28 号

呉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

呉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 法第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例案を提出する。